

## 「非常変災時の対応について」

### I 台風等時の登校

- 1 次の場合、生徒はその安全確保のため自宅待機とし、自主学習をする。
  - (1) 松山地方気象台が中予地方に「特別警報」または「暴風警報」を発令している場合
  - (2) 生徒が通常利用する J R 等公共交通機関が不通の場合
  - (3) その他正当な事由と認められる場合、(1)(2)に準ずる。
- 2 次の場合、生徒は授業の準備をし、安全に十分留意して登校する。
  - (1) 正午までに松山地方気象台が「特別警報」、「暴風警報」を解除した場合
  - (2) 正午までに、生徒が通常利用する J R 等公共交通機関が運行されている場合
- 3 次の場合、生徒は自宅で自主学習をする。

松山地方気象台が中予地方に午後も「特別警報」または「暴風警報」を発令している場合
- 4 次の場合、生徒は周囲の状況をよく確認のうえ、安全に十分留意して登校する。

「特別警報」、「暴風警報」以外の諸警報（大雨警報・洪水警報等）や各種注意報が発令されている場合。ただし、生徒が通常利用する J R 等公共交通機関や他の交通手段が利用できない場合、自宅待機とし、自主学習をする。

### II 地震・津波等による大災害時の登校

- 5 次の場合、生徒及び家族の安全確保を第一とし、自宅等で待機する。

地震・津波等による大災害が起こっている場合

### III 列車等事故時の登校

- 6 次の場合、他の交通手段を利用するなどして、速やかに登校する。

生徒が通常利用する J R 等公共交通機関が上記 1 から 5 以外の非常変災（積雪や凍結を含む）で不通の場合。ただし、他の交通手段が利用できない場合、自宅待機とし、自主学習をする。

### IV 大気汚染に対する対応について

- 7 光化学スモッグ及び微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起  
生徒が登校中に注意報等が発令された場合は、屋外での教育活動及び窓の開閉等に制限を加えるなどの適切な措置をとる。